

ひょう害に対する今後の技術対策

福島県農林水産部研究技術室

7月25日に降ひょうがあり、果樹や野菜等では被害が発生していることから、事後対策を徹底してください。

【果 樹】

ひょう害を受けた場合は、果実だけでなく、葉や樹体の損傷など被害実態を良く見極めて、被害を最小限に抑えるため、適切な事後対策を実施してください。降ひょうによる被害は、ひょうの大きさや量、時間によって、果実の打撲・裂傷・落果、葉の裂損・落葉、枝の損傷など被害程度が異なるので状況に応じた対策を講じてください。

1 被害程度別対策

葉、新梢、果実の被害が大きく、それらの損傷が激しい場合は、樹の負担を軽くするため損傷程度の重い果実を摘果します。摘果量は果実や樹体の損傷程度を勘案し、総合的に判断してください。被害程度が軽い場合は、摘果を強く実施すると樹勢が強くなりますので、被害程度の軽い果実は適宜残し、樹勢をコントロールします。

2 摘果作業の留意点

裂傷や大きな打撲のある果実は摘果し、打撲症状でへこみの程度の軽いものを着果させます。被害がひどく、葉の損傷が多い場合は、果実肥大や品質が不良となりやすく、翌年の花芽分化率も低下しやすいため、着果量を減らします。

3 新梢管理

新梢が途中から損傷した場合には、葉腋芽のあるところまで切り戻し、腋芽の発芽を待ちます。新梢が被害を受けると徒長枝が発生しやすくなりますので、適切に管理してください。

4 病害防除

降ひょうにより枝葉や果実に傷がついており、病原菌が侵入しやすくなっていますので、防除指針に従い速やかに薬剤散布を実施してください。

5 樹勢回復対策

葉や新梢が損傷を受け、樹勢低下が見られる場合は、窒素成分を含む葉面散布用肥料を用いて葉面散布を実施します。なお、樹勢回復のために追肥を行うと、樹が強勢となり樹勢のコントロールが困難になりますので追肥は実施しませんが、新梢のほとんどが被害を受け落下したような場合には、発芽を促すために追肥を行ってください。

【野 菜】

1 共通対策

(1) 野菜は、生育ステージにより回復力が異なるので、被害程度を的確に把握し早期の対策に努めてください。

(2) 茎葉に被害を受けた場合は、病原菌が侵入しやすいので、早急に予防散布を行います。

- (3) 果菜類では、被害を受けた果実を早期に取り除き着果負担を軽減し、草勢の回復を図ります。茎葉の被害が大きい時は、全体の果実をつみ取り、新葉と側枝の発生を促します。主枝が損傷を受けた場合には、強い側枝を生かします。
- (4) 草勢回復のため、速効性の肥料の追肥や液肥の葉面散布を行います。ただし、基肥の時期や量を考慮し軟弱徒長にならないようにします。
- (5) 集中豪雨により浸水や冠水した場合には、早期の排水に努めてください。また、土壌表面が固結した場合には、軽く中耕します。
- (6) ハウスやトンネルの被覆資材が損傷した場合には、早期に補修してください。
- (7) 被害が甚大で、栽培継続が困難な場合、また、茎葉が損傷し商品価値がないと判断される場合には、まき直しや他作物への転換を行います。

2 夏秋キュウリ

- (1) 茎葉が損傷を受けていますので、直ちに殺菌剤を散布します。
- (2) 主枝の傷が大きい場合や折れた場合は、強めの側枝を利用します。
- (3) 損傷を受けた葉は、新葉を覆っているようであれば摘除します。葉面積が不足する場合は新葉が展開してから摘除し、その間は薬剤防除により病害の発生・伸展を抑えます。
- (4) 草勢を回復するため、傷果は全て摘果し負担を軽くします。被害の大きい株は不良果等の果実を摘除し、栄養生長を促します。
- (5) 草勢を回復するため、液肥等の土壌かん注を行います。また、傷口が回復したら葉面散布を行います。

【花 き】

ひょう害を受けた場合は、傷口から病原菌が侵入する二次被害が懸念されます。被害を最小限に抑えるため、適切な事後対策を実施してください。

1 病害の防除

降ひょうにより茎葉が損傷を受けていますので、速やかに殺菌剤の散布を実施し、病害の発生・進展を抑えてください。

2 傷が少なく出荷可能な場合

酸素供給剤の株元灌注や薄めの液肥による葉面散布を行い、樹勢の維持や回復に努めてください。

3 損傷が著しく出荷不能な場合

キュウリ類では花蕾を摘除して、次年度の栽培に向けて球根養成に徹し、樹勢維持のために酸素供給剤の土壌灌注や液肥による葉面散布を行ないます。

病害虫の発生予察情報・防除情報

病害虫防除所のホームページに掲載していますので、活用してください。

<http://www.pref.fukushima.jp/fappi/>

農薬散布は、農薬の使用基準を遵守し、散布時の飛散防止に細心の注意を払いましょう。

なお、詳細な技術情報等については、最寄りの農林事務所農業振興普及部・農業普及所へご相談ください。